

定 款

日東工業株式会社

日東工業株式会社 定 款

第 1 章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、日東工業株式会社と称し、英文ではNITTO KOGYO CORPORATIONと表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機械器具およびその部品の製造ならびに販売
- (2) 一般機械器具およびその部品の製造ならびに販売
- (3) 金属工業製品およびその部品の製造ならびに販売
- (4) 合成樹脂製品およびその部品の製造ならびに販売
- (5) 発電および売電に関する事業
- (6) 前各号に付帯関連するいっさいの業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を愛知県長久手市に置く。

（機関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、96,203,000株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得す

ることができる。

（単元株式数）

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

（株主総会の招集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度の

うち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第22条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、その決議によって代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第23条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（顧問および相談役）

第24条 取締役会は、その決議によって顧問および相談役を定めることができる。

（取締役会）

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2. 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

2. 前項のほか、監査等委員会の運営については、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第33条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息を付さないものとする。

制 定	1 9 4 8 年 1 1 月 2 4 日
改 正	1 9 5 1 年 8 月 1 日
	1 9 5 3 年 3 月 1 日
	1 9 5 5 年 4 月 3 日
	1 9 5 6 年 2 月 1 1 日
	1 9 5 6 年 6 月 1 日
	1 9 5 7 年 1 月 5 日
	1 9 5 9 年 2 月 1 日
	1 9 5 9 年 3 月 8 日
	1 9 6 1 年 1 0 月 1 5 日
	1 9 6 2 年 5 月 5 日
	1 9 6 4 年 1 月 3 0 日
	1 9 6 9 年 7 月 2 9 日
	1 9 7 0 年 7 月 2 9 日
	1 9 7 3 年 7 月 3 0 日
	1 9 7 5 年 7 月 3 0 日
	1 9 7 6 年 8 月 3 0 日
	1 9 7 9 年 8 月 3 0 日
	1 9 8 0 年 8 月 2 7 日
	1 9 8 2 年 8 月 2 5 日
	1 9 8 7 年 8 月 2 8 日
	1 9 9 1 年 6 月 2 7 日
	1 9 9 4 年 6 月 2 9 日
	1 9 9 8 年 6 月 2 6 日
	1 9 9 9 年 6 月 2 9 日
	2 0 0 0 年 6 月 2 9 日
	2 0 0 1 年 6 月 2 8 日
	2 0 0 2 年 6 月 2 7 日
	2 0 0 3 年 6 月 2 7 日
	2 0 0 4 年 6 月 2 9 日
	2 0 0 5 年 6 月 2 9 日
	2 0 0 6 年 6 月 2 9 日
	2 0 0 9 年 6 月 2 6 日
	2 0 1 2 年 6 月 2 8 日
	2 0 1 3 年 6 月 2 7 日
	2 0 1 4 年 6 月 2 7 日

2 0 1 6 年 6 月 2 9 日

2 0 2 2 年 6 月 2 9 日

2 0 2 3 年 3 月 2 日

2 0 2 6 年 6 月 3 0 日